



長野県報

9月20日(火)
平成23年
(2011年)
第2303号

目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) 1

公告

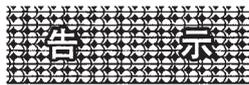
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) 2

特定調達契約に係る一般競争入札(管財課) 3

一般競争入札(管財課) 4

一般競争入札(住宅課) 5

平成24年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) 5



長野県告示第648号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
諏訪市大字上諏訪字鍛冶足12597から12601まで、12643、12653
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第649号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
小諸市大字大久保字山根1623の2
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小諸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第650号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字南條242の22、字西條2543の1、2543の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第651号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町三岳6317、6319の3、6322の1、6344の1から6344の3まで、6371の3、6372

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

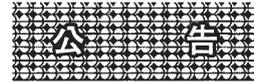
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年9月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県カウンセラー協会

3 代表者の氏名

松本文男

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字下小田切338番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の心悩む人々に対し、いつでも、どこでも、誰にでも、傾聴及びカウンセリングを提供することを基本にし、加えて、心の問題に関する教育、指導等を行い、よって社会の発展に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成23年9月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白馬の風

3 代表者の氏名

吉羽一成

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡小谷村大字千国乙12840番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、一般地域住民に対しての自然環境の保全に関する事業及び、子供から、高齢者に至るまで参加できるスポーツ、特にスキー、スノーボード、スノーシューや、グリーンツーリズムを通じて、とりわけ、農村体験等で、地域の食材や自然に親しんでもらい、地域の経済活動の活性化に寄与し、誇りを持って後世に引継ぐ事ができ、安全で住みやすい福祉の充実した地域社会を作る事を目的とする。

県民協働・NPO課